

# なごやか市民債

平成24年7月5日現在

商品名	なごやか市民債
募集対象	・名古屋市内に在住または在勤の個人、名古屋市内に営業拠点等のある法人・団体
期間	・5年
発行 (1) 発行日 (2) 発行価格	・原則年1回予定 ・額面金額100円につき100円
購入方法 (1) 申込方法 (2) 申込単位 (3) 購入限度額	・発行の都度定める期限までに申込みください ・1万円から1万円単位 ・1人あたり3,000万円(作成日現在)
償還方法	・元金は償還期日以後に一括償還されます
金利	・募集開始日直前の5年満期の国債の応募者利回りを基準に決定されます
利払方法 (1) 計算期間 (2) 利払方法	・発行日の翌日から償還期日まで付します ・年2回、半年分の利子を支払います
税金	・利子に対して20%(所得税15%、地方税5%)の税金がかかります (マル優、特別マル優を除く) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利子には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
中途換金	・中途換金は可能ですが、償還期日前に債券を売却する場合は市場価格での売却となるため、元本を下回る可能性があります
ペーパーレス化	・「社債、株式等の振替に関する法律」に基づいて発行するペーパーレス(振替債)とし、証券は発行されません
苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または営業推進部(9時~17時、電話：052-913-1153)にお申出ください ・紛争解決措置：愛知県弁護士会(電話：052-203-1777)、東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業推進部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話：03-3517-5825)にお申出ください。またお客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記営業推進部または全国しんきん相談所にお問合せください。
その他 参考となる事項	・「なごやか市民債」の取扱いは、名古屋市内の店舗に限らせていただきます ・ご購入の際は、名古屋市作成パンフレットをご確認ください なお、名古屋市ホームページでも随時関連情報が提供されております
預金保険について	・預金保険制度の保護対象となりません

中日信用金庫